

税務署  
受付印

# 相続税の納税猶予の継続届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいため、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成・令和 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	( 年 月 日生)

- 1 納付すべき相続税のうち納税の猶予を受けた相続税額 ..... 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ..... 円
- 3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過したため免除された相続税額 ..... 円
- 4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額（1－2－3の金額） ..... 円
- 5 納税猶予の適用を受けた農地等については、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 推定相続人 \_\_\_\_\_ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 \_\_\_\_\_ に引き続き使用させています。他の推定相続人等 \_\_\_\_\_
- 6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合）
- 7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）
- 9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」のとおりです。（認定都市農地貸付け等を行っている場合）

### 【添付書類】

①	農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
②	【特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合】 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書
③	【この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合】 特例農地等の異動の明細書
④	【営農困難時貸付けを行っている場合】 (1) 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 (2) 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑤	【特定貸付けを行っている場合】 (1) 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 (2) 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑥	【認定都市農地貸付け等を行っている場合】 (1) 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書 (2) 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

(裏)  
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成 17 年 3 月 31 日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
平成 17 年 4 月 1 日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。
- (2) 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。